

(趣旨)

第1条 沼津市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金の交付に関しては、沼津建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの取扱要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領においてブロック塀等耐震改修促進事業とは、要綱第2条に定めるブロック塀等耐震改修促進事業をいう。

2 要綱第2条に定める危険なブロック塀等とは、次のいずれかに該当する塀であって、静岡県「ブロック塀の点検方法」による点検の結果、不適合項目が1以上あったものとする。

- (1) 基礎を除いた高さが60センチメートルを超えるもの
- (2) 特殊な事例として、基礎が高い、道路との敷地に高低差があるという理由により、60センチメートル以下でも危険であると認められるもの

(条件事項)

第3条 補助対象となる事業は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業の執行期間は1か年とする。
- (2) ブロック塀等改善事業により、転換をするときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づきみなされた道路内には築造しないこと。ただし、津波避難路に面し、同法第2条第1号に定める建築物に附属しない金属製フェンス等十分な開放性をもった簡易な塀や生垣に転換する場合はこの限りでない。
- (3) 他の塀に転換する場合は、金属製フェンス等安全な塀（組積造の塀を除く）にすること。
- (4) 対象となるブロック塀が津波避難路とその他の道路にまたがる場合は、それぞれの補助条件で算定した補助金額の合計とする。

(補助対象経費)

第4条 本事業の補助対象は、要綱別表に定める経費で、市長が事業の実施に必要と認める範囲内の経費とする。

(計画の変更)

第5条 補助金の交付の申請後、交付の決定前に事業の計画を変更する必要がある場合は、速やかに沼津市建築物等耐震化促進事業計画変更届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(添付書類)

第6条 要綱に規定する交付の申請、変更等の承認及び実績報告をするときは、要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 交付の申請 各1部

ア ブロック塀等耐震診断事業にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 事業経費の根拠 見積書の写し
- (イ) 位置図
- (ウ) 施工前のブロック塀等の配置図及び写真
- (エ) その他市長が必要と認めたもの

イ ブロック塀等撤去事業にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 事業経費の根拠 見積書（内訳設計書）の写し
- (イ) 位置図
- (ウ) 施工前のブロック塀等の配置図および写真
- (エ) その他市長が必要と認めたもの

ウ ブロック塀等改善事業にあつては、次に掲げる書類

- (ア) 事業経費の根拠 見積書（内訳設計書）の写し
- (イ) 位置図
- (ウ) 施工前のブロック塀等の配置図および写真
- (エ) 安全な塀に改善する設計図面（配置図、平面図、立面図及び断面図）または生け垣に改善

する設計図面（配置図、平面図、立面図）

- (オ) その他市長が必要と認めたもの
- (2) 変更等の承認申請 各1部
 - イ 変更の内容がわかる書類
- (3) 実績報告 各1部
 - ア ブロック塀等耐震診断事業にあつては、次に掲げる書類
 - (7) 耐震診断経費の請求書又は領収書の写し。ただし、請求書を添付する場合は併せて補助金額算出に要する金額以上の領収書を添付すること。
 - (イ) 耐震診断結果報告書
 - (ウ) その他市長が必要と認めたもの
 - イ ブロック塀等撤去事業にあつては、次に掲げる書類
 - (7) 撤去工事経費の請求書又は領収書の写し。ただし、請求書を添付する場合は併せて補助金額算出に要する金額以上の領収書を添付すること。
 - (イ) 事業の完了を確認できる全景写真
 - (ウ) その他市長が必要と認めたもの
 - ウ ブロック塀等改善事業にあつては、次に掲げる書類
 - (7) 改善工事経費の請求書又は領収書の写し。ただし、請求書を添付する場合は併せて補助金額算出に要する金額以上の領収書を添付すること。
 - (イ) 事業の完了を確認できる全景写真及び工程ごとに必要とする工事写真
 - (ウ) 完成図面（配置図，平面図，立面図及び断面図）
 - (エ) その他市長が必要と認めたもの

（事前調査および完了検査）

第7条 市長は、交付の申請があつたときは、内容及び現地を調査し、事前調査書（第2号様式）を作成するものとする。

2 市長は、ブロック塀等耐震改修事業実績報告書が提出されたときは、内容及び現地を調査の上、完了検査書（第3号様式）を作成するものとする。この場合において、不相当と認めるときは決定通知を受けた者に対し、必要な改善指導をするものとする。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほかに必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。
- 3 この要領は、令和元年10月1日から施工し、令和元年度10月分の補助金から適用する。